

経営概要書

法人名：

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

(公益5)

1 法人の概要

代表者職氏名	会長理事 齊藤 一志	基本財産等	475,900千円	所管部課名
設立年月日	昭和45年5月28日	県出資等額及び比率	240,000千円 (50.4%)	農林水産部農業経済課
設立目的	生鮮野菜の市場価格は、気象・需給動向等による価格の変動が大きいため、産地の育成及び安定供給への支援策として、県・県連合会及び産地農協を会員とした組織の設立の下、会員の出資金の運用益を財源とした価格補償制度を創設し、価格低落時の損失補てんをすることにより再生産を確保し、産地基盤の確立と併せて消費者への安定供給を目的とする。なお、昭和52年度より交付準備金制度に移行している。また、平成25年4月1日、公益社団法人に移行した。			
事業概要	県内における野菜及び花きの生産者が農協・JA全農を通じて出荷した園芸作物の市場価格が著しく低落した場合に、予め積立した交付準備金(生産者・農協・市町村・全農・秋田県・国がそれぞれの負担割合で拠出)を財源として補給金を交付する業務及び県内の果樹産地の構造改革を推進するための改植等に対する補助金を交付する業務			
関連法令、県計画	野菜生産出荷安定法、秋田県園芸作物価格補償事業実施要領、果樹農業振興特別措置法			

2 令和2年度事業実績

秋田県園芸作物価格補償事業(県単事業)については、春先の低温や干ばつに加え、6月下旬から8月中旬までは記録的な日照不足が続いたことから、生育が停滞し、出荷量が減少、単価については高単価傾向であったことから価格差補給金交付額は青果全体で35,930千円(前年比58%)となった。
 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(国庫事業)についても同様に収量減少、単価高傾向となり、補給金交付額は10,457千円(前年比51%)となった。また、果樹経営支援対策事業(果樹未収益期間支援事業を含む・国庫事業)については、補助金額等が20,093千円(前年比58%)となった。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業説明会の実施(回数)	目標	2	2	2
	実績	2	2	—
補給金の早期交付(月数)	目標	2	2	2
	実績	2	2	—
受益者負担金(千円)	目標	22,500	19,000	17,000
	実績	19,871	18,446	—

3 組織

①役員数(R3.7.1現在)

(単位:人)

区分	理事		監事		役員報酬
	R2	R3	R2	R3	
常勤					支給対象者(R2年度)
内、県退職者					-人
内、県職員					
非常勤	9	9	3	3	平均年齢
内、県退職者					-歳
内、県職員					
計	9	9	3	3	平均報酬年額(R2年度)
内、県関係者					-千円

②職員数(R3.4.1現在)

(単位:人)

区分	R2	R3	正職員
正職員		1	
内、県退職者			平均年齢
出向職員	2	2	一歳
内、県職員			平均勤続年数
臨時・嘱託		1	一年
内、県退職者			平均年収
計	3	3	(R2年度)
内、県関係者			8,599千円

③理事会回数

令和元年度	令和2年度
4回	6回

4 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度
經常収益	268,200	132,584
基本財産・特定資産運用益	1,433	892
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	2,500	2,500
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	240,097	106,750
その他の収益	24,170	22,441
經常費用	268,305	136,727
事業費	240,097	106,750
管理費	28,209	29,977
人件費(事業費分含む)	18,839	17,198
当期經常増減額	△106	△4,143
經常外収益		
經常外費用		
当期經常外増減額		
当期一般正味財産増減額	△106	△4,143
当期指定正味財産増減額	△192,881	△20,318
当期正味財産増減額合計	△192,987	△24,462

<主な経営指標>

項目	令和元年度	令和2年度	増減※
經常収支比率(經常収益÷經常費用)	100.0%	97.0%	△3.0
流動比率(流動資産÷流動負債)	12478.3%	211.6%	△12266.6
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	63.2%	62.6%	△0.7
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

②貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度
流動資産	30,987	56,882
固定資産	1,284,758	1,234,404
資産計	1,315,746	1,291,285
流動負債	248	26,875
短期借入金		
固定負債	483,327	456,700
長期借入金		
負債計	483,575	483,575
指定正味財産	741,278	720,960
うち基本財産充当額	19,200	19,200
一般正味財産	90,893	86,750
うち基本財産充当額		
正味財産計	832,171	807,710
負債・正味財産計	1,315,746	1,291,285

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

5 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	支出目的・対象事業概要等
補助金	10,773	17,128	交付準備金造成分
委託費			
指定管理料			

◎法人の行動計画(平成30年度~令和3年度)

課題	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	平成31年から農業者個人を対象とする農業収入保険制度の発足に伴い、価格安定制度から脱退する生産者が多く、今後は更に交付予約申込数量の減少、それに伴う事務費負担金徴収額が減少することが懸念される。令和3年1月から、収入保険加入1日目限定で、制度の同時加入が認められることとなったが、予約数量の減少傾向については変わらない。 また、令和4年においては、農業収入保険制度の在り方及び価格安定制度、米、畑作物等の収入減少を補填する関連施策全体の検証が進められ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方が検討されることが決定されており価格安定制度自体の大きな転換期となることが予想される。	
取組	安定した経営体制を維持するため、価格安定制度の周知を図り農業収入保険制度の対象とならない農業者の加入促進を図り、交付予約数量の維持に努める。 また、価格安定制度におけるメリットである価格差補給交付金の早期交付(対象期間終了2カ月以内)は、加入促進のアピールポイントであり農業者に対し周知を図る。 令和3年度末に秋田県園芸作物価格補償事業の業務対象年間が満了となり新たな業務対象年間に移行することから、関係機関等と連携を図り、対象品目、対象期間、対象基準額等の見直しと制度の在り方等を検討するとともに事務費負担金徴収においても負担金単価の引き上げ等を実施することにより当該収入を確保する等の措置を講じながら事務費負担金徴収を継続する。	
実績	【平成30年度】~【令和2年度】事務費負担金の確実な徴収を実施。価格差補給交付金の早期交付(対象期間終了2ヶ月以内)を実施。	

I 自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
<ul style="list-style-type: none"> 野菜生産出荷安定法の第14条及び野菜生産出荷安定法施行規則第9条 秋田県園芸作物価格補償事業実施要領 果樹農業振興特別措置法第7条 上記のとおり当法人の実施事業は公的事業として法的に位置付けられている事業である。		会長理事及び一部の理事は、同じビルに事務所を持つ団体の役員及び職員であり、会長の決裁及び業務等の指示はその都度受ける事は可能な体制となっている。		事業説明会等の実施及び補給金の早期交付（概ね2カ月以内の交付）とも目標を達成することができた。		事務費負担金の徴収を確実に実施し、収支均衡を図った。（当期収支差額▲733千円）	

II 所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
野菜生産出荷安定法及び果樹農業振興特別措置法などに位置づけられている公的事業である。		常勤役員はいないが、速やかに指示等がなされる事務執行体制にあり、概ね適切であると認められる。		事業説明会等の実施、補給金の早期交付の事業目標を達成し、円滑な事業実施が図られている。		事務費負担金の確実な徴収により、収支均衡が図られている。	

III 外部専門家のコメント

青果物の価格補償を事業として行っている。収支構造的に、経常収益のうちの事業収益として計上されている、各種交付準備金振替額及び受取補助金の合計額106百万円と、経常費用の事業費106百万円は、同額計上される。その年度の状況によって毎年金額は大きく変動し、当年度は前年度の240百万円に比べて大幅に減少したが、法人の単年度の経営成績に影響はない。管理収益と管理費の対比でいうと、前年度は収支均衡していたが、当年度は管理収益が減少する一方で、管理費は臨時的な支出が発生したことにより増加し、当期経常増減額は4百万円の赤字となった。指定正味財産は、事業目的として実施している生産者への補助金交付の金額の多寡により、每期変動するが、当年度においては大きな変動はなかった。なお、前年度まで計上されていた退職給付引当金は目的使用され、当年度末の引当金残高は0である。

IV 委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
三セクの行動計画上は「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。野菜生産出荷安定法に基づく価格差補給金の交付に関する事業や、果樹農業振興特別措置法に基づく優良品種・品目への改植等への補助金交付に関する事業を実施しており、公益的役割は大きい。		常勤役員はいないが、速やかに指示等がなされる事務執行体制にあり、概ね適切であると認められる。		事業説明会の実施回数及び補給金の早期交付月数は目標を達成した。受益者負担金収入については、目標の約97%となっている。行動計画に基づき、事務負担金の確実な徴収及び価格差補給交付金の早期交付を実施している。		経常収益及び経常費用の額が前年度と比べ大幅に減少しているが、経常収益の受取補助金・負担金と経常費用の事業費が同額計上される構造となっているため、法人の財務への影響はない。管理費の臨時的な増加等により、4百万円の赤字となったが、概ね収支均衡といえる。	

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	A	4 財務状況	A
評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）							
B評価の組織体制については、「常勤役員がいらないものの、業務等の指示はその都度受けられる体制であり、概ね整っていると認められる。」との評価であった。今年度も常勤役員の設置はしていないが、速やか且つ適切な事務執行体制に努めた。A評価であった公共的役割、事業実施、財務状況については、適切且つ安定した経営健全化の維持に努めた。							